

公益社団法人日本航海学会 若手研究者助成規程

(趣旨)

第1条 日本航海学会は、本会所属の若手研究者が講演会に参加するに際し、これを支援するために、講演会参加のための費用の一部を助成する。

(若手研究者の定義)

第2条 若手研究者とは次に掲げる者とする。

- (1) 学生会員及び35歳未満の正会員で、講演会への参加のための費用について所属先または雇用先等からの補助、支援が得られない者。
- (2) (1)以外の者で、若手研究者として特に研究委員会が認めた者。

(助成内容)

第3条 本規程の助成内容は次に掲げるものとする。

- (1) 助成は、若手研究者の講演会参加のための交通費に対して行う。
- (2) 助成は、原則として申請者から申請された交通費に対し、学会が決定した助成額を支給する。但し、交通費は日本国内移動のためのものに限る。

(助成要件)

第4条 本規程の助成を受ける者は、次に掲げる助成要件を満たさなければならない。

- (1) 助成を受ける者は、講演会において第一著者として講演発表を申し込み、自ら発表しなければならない。
- (2) 助成を受けた者は、発表内容を論文集または英文論文誌に投稿しなければならない。
- (3) 論文集への投稿は、原則として発表を行った講演会後直近の投稿締め切り日までに投稿しなければならない。英文論文誌への投稿は、原則として春期講演会で発表した場合は翌年3月発行、秋期講演会で発表した場合は翌年9月発行の英文論文誌に投稿しなければならない。

(助成申請)

第5条 本規程の助成を申請する場合は、次の手順に従い、学会に申し出をしなければならない。

- (1) 助成申請は、講演会講演申し込みと同時に所定の書式により、研究委員会委員長に対して申請する。
- (2) 学生会員については、指導を受けている教員からの推薦を得なければならない。
- (3) 申請書等の書式は、本規程に定めるものを使用する。

(助成申請に対する審査および承認)

第6条 助成申請に対する審査および承認については、以下のとおりとする。

- (1) 助成申請に対する審査は、研究委員会に設置する選考委員会にて行う。
- (2) 選考及び支給に関する事項は、別に定める申合せに従うものとする。
- (3) 助成申請に関する審査結果は研究会委員長が理事会に報告し、理事会の承認を経て助成対象者を決定する。

(規程の変更)

第7条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更できない。

附則

この規程は、平成28年7月6日から施行する。